

8循第36号
令和8年4月9日

一般社団法人えひめ産業資源循環協会
会長 小池 正照 様

愛媛県県民環境部長

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令の
施行について（通知）

日頃から本県の環境行政の推進に格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
このことについて、令和8年3月27日付け環循規発第2603271号にて環境省環境
再生・資源循環局廃棄物規制参事官室から別添のとおり通知がありましたので、お
知らせします。
つきましては、内容を御承知の上、貴協会会員への周知に御協力願います。

【改正概要】

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則において水銀使用製品産業廃棄物として定める空気亜鉛電池については、令和元年度に国内生産品がほぼ無水銀化され、今後、水銀を含有している空気亜鉛電池や、当該電池を使用する製品が新たに廃棄物として生じる可能性は限りなく低いと考えられる。

このことを踏まえ、空気亜鉛電池については、水銀使用製品産業廃棄物として取り扱うことを不要とするため、規則改正を行ったもの。

ただし、空気亜鉛電池であっても、水銀又はその化合物の使用に関する表示のあるものは、引き続き水銀使用製品産業廃棄物として取り扱うこと。

併せて、今般の改正省令に伴い、「水銀廃棄物ガイドライン」を改定した。

(連絡先)

愛媛県県民環境部環境局
循環型社会推進課

産業廃棄物係 西田

TEL : 089-912-2358

FAX : 089-912-2354